

公共用地境界確定申請の流れ

豊橋市建設部土木管理課 調査グループ

①	申請書受付 (1部)	「公共用地境界確定申請書」に必要書類を添付して窓口へ持参してください(郵送可)。また、資料請求される場合は「様式第3号」と、原則、電子媒体(USB256MB以上)を同時提出してください。 ※申請受付時に立会日の予約が可能となります。
②	申請地周辺の過去の立会資料等提供	申請書に不備がなければ、受付後 実働7日以降 に資料を用意します。期日が来ましたら取りにきてください。 ※事前提出された誓約書(様式第3号)に 受領サインと交換 で資料を貸出します。
③	事前協議	立会日の 約1週間前 までに、市の担当者と事前協議(現況、公図、過去の立会資料等の整合を図り、立会予定線を出す)を行ってください。 事前協議の準備ができたなら、市の担当者に連絡し、事前協議の日を決めてください。 (調査グループ 電話:0532-51-2511, 2515) ※代理人の都合で事前協議ができない場合は、立会日を延期します。
④	立会い	基本的に両隣地と対側(道水路幅員 4.0m未満 の場合、道水路並列時で道路単独幅員 4.0m未満 の場合)土地所有者の立会、承諾が必要となります。承諾書は市で準備します。立会不要の場合もありますので詳細は市の担当者に確認してください。 ※警報・注意報発令時の立会いの取扱いについては豊橋市道路及び水路境界確定事務取扱要綱参照
⑤	承諾書・成果図 提出	承諾書、官民境界明示参考図1部、官民境界明示図2部、申請地の公図2部を提出してください。(郵送可) ※概ね6か月以内